伊勢湾・大阪湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定について

The Knights

2022 年 12 月 20 日に環境省は伊勢湾･大阪湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定を行うため、関係する告示を改正しました。

改正対象となったのは以下の告示です。

海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号）

対象となる水域類型の指定の範囲は、伊勢湾全域（伊勢湾央部及び名古屋港を除く ）と伊勢湾央部、名古屋港、大阪湾奥部です。それぞれの水域類型は伊勢湾全域（伊勢湾央部及び名古屋港を除く）が生物1(底層溶存酸素量基準値:4.0mg/L 以上)、名古屋港が生物 2(底層溶存酸素量基準値:3.0mg/L 以上)、伊勢湾央部と大阪湾奥部が生物 3(底層溶存酸素量基準値:2.0mg/L 以上)です。

底層溶存酸素量は、2016 年 3 月に魚介類等の生息に対する直接的な影響を判断できる指標として生活環境項目環境基準に設定された項目です。

環境基準のうち、生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしています。そのうち、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）に定められた複数の都道府県の区域にわたる水域については、国が類型指定を行っています。

当社では、河川水等の環境水分析に加え、多くの排水項目の分析についても長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2022 年 12 月 20 日付　　環境省報道発表資料

環境検査箇所　武井友宏

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

当社では毎月メールマガジンを配信しております！
情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのような　お悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要と思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。

お問合せはこちら